所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴等を必要とする場合に限る）
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		令和　2年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	2	2	3	1	1	1	2	2	2		
	治療日数	1	14	9	17	7	7	2	8	14	6		
尿路感染症	人数	2	2	3	2		1	2			2	1	1
	治療日数	9	12	9	9		3	7			10	5	7
帯状疱疹	人数												
	治療日数												